

議会事務局業務委託希望型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、議会事務局業務委託希望型指名競争入札実施要綱（平成21年2月13日施行。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 要綱第2条に定める対象業務（以下「対象業務」という。）は、原則として予定価格（単価契約にあつては、執行予定額）が100万円を超える業務委託とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）の適用を受ける契約に係る業務を除く。

(対象業務の公表)

第3条 要綱第5条の規定による対象業務の公表は、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに掲載することにより行うものとする。

2 委託発注表により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業種
- (2) 委託名
- (3) 委託場所
- (4) 委託概要
- (5) 委託期間
- (6) 資格要件
- (7) 受付期間
- (8) その他

3 委託発注表による公表期間は、原則5日間（ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）とする。

(入札参加申請の手続)

第4条 要綱第6条第2項に規定する関係書類とは、履行実績に係る契約書の写し等をいう。

(業者選定における希望申込業者の取扱)

第5条 資格要件等を満たしている希望申込業者について、すべて指名するものとする。

2 希望申込業者が1社の場合は、指名競争入札に切替えるものとする。

3 指名競争入札に切替える場合の指名業者選定に際しては、当該希望者を原則として考慮するものとする。

附 則

この要領は、平成21年2月13日から施行し、平成21年度予算の執行に係る業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月18日から施行し、平成23年度予算の執行に係る業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。